

平成29年度 第20回庁議要旨

日時：平成30年1月22日（月）
午前9時～午前11時30分
会場：庁議室

[審議事項]

1 個人情報の定義の明確化及び要配慮個人情報の定義の追加等について（総務部）

今般、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行個法」という。）が改正され、平成29年5月30日から施行された。

行個法の改正内容を踏まえ、個人情報の定義の明確化及び要配慮個人情報の定義の追加等について石巻市個人情報保護条例（以下「条例」という。）の改正を行い、適切な個人情報保護対策を実施するもの。

(1) 主な内容

個人情報の定義の明確化（個人識別符号の定義の追加）、要配慮個人情報の定義の追加、個人情報取扱事務登録簿への要配慮個人情報の有無の記載等について規定するとともに、所要の見直しを行い、より適切な個人情報保護制度の運用を図る。

① 個人情報の定義の明確化（個人識別符号の定義の追加）

ア これまでの個人情報保護制度の運用においては、住民票コードや被保険者番号などの符号も個人情報に該当するものとして保護の対象としてきた。

しかしながら、条例では、これらの符号が個人情報に該当することが明確に規定されていなかったため、今回の行個法改正の趣旨を踏まえ、「個人識別符号」が個人情報に該当することを条例の定義に追加する。

イ 「個人識別符号」の定義は、行個法の定義と同一とする。

ウ 不開示情報に該当する「開示請求者以外の個人に関する情報」に「個人識別符号が含まれるもの」を追加する。

② 要配慮個人情報に関する規定を追加

ア 行個法の改正内容を踏まえ、本人に対する不当な差別又は偏見が生じないよう取扱いに特に配慮する個人情報を明確にするため、要配慮個人情報の定義を追加する。

イ 現行のセンシティブ情報^{*}の収集の禁止と同様に要配慮個人情報の収集も禁止することとし、収集禁止の規定について所要の改正を行い、併せて、要配慮個人情報の収集の必要性が認められる事務事業の円滑な実施と個人情報の保護との整合性を図る。

^{*}思想、信条又は宗教に関する個人情報（特定個人情報を除く。）及び社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報

ウ 個人情報を取り扱う事務をまとめた「個人情報取扱事務登録簿」に要配慮個人情報の取扱いの有無を記載することとする。

③ 非識別加工情報の民間事業者への提供の仕組みの導入について

ア 行個法の改正内容のうち、「非識別加工情報の民間事業者への提供」については、個人情報情報の取扱いに関する考え方が従来と大きく変わるものであり、個人を特定できないように加工したデータを活用する仕組みとなっている。

イ 同様の制度を本市においても導入するかどうかについては、今後、市民意見の聴取、制度導入に伴う課題の整理等を行った上で慎重に判断すべきであり、現段階での導入は尚早であるとする。

ウ この事項に関しては、県及び近隣自治体の動向を注視した上で、導入の要否を判断することとし、今回の条例改正には含めないこととする。

(2) 今後の予定

平成30年2月 市議会第1回定例会へ個人情報保護条例、情報公開条例、情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について提案（平成30年4月1日施行予定）

2 避難所担当職員制度について（総務部）

平成28年11月の津波発生時において、避難指示（緊急）を発令し避難所を開設したが、施設の開錠を含め受入態勢が整うまでに時間を要した。平日であったため、学校においては教職員で対応できたが、施設管理者による対応が困難な休日・夜間に発生した場合は、避難してもその受入態勢が整うまでに時間がかかるため、市民の生命の確保が困難な状況となっている。

休日・夜間における津波警報及び大津波警報発表時において、市民が迅速に避難できるようにするため、あらかじめ市職員の担当者を決め平常時から住民、施設管理者とともに避難所受入態勢を整えるもの。

(1) 主な内容

- ① 実施内容 対象避難所に担当職員を指定し、休日・夜間に津波警報・大津波警報が発表された場合は、避難所へ直接参集し、避難所を開設し避難者の受入を行う。
- ② 担当職員 津波警報・大津波警報発表時に開設する対象避難所33箇所（本庁地区内）について、1避難所あたり4名程度を、近隣に居住する市職員から指定する。
- ③ 運用方法 市職員自らの安全確保が優先のため、津波・大津波警報発表後、津波到達予想時刻を確認し、時間内に参集可能であれば担当避難所へ直接参集。参集困難な場合は、自宅等において安全確保を優先し、情報収集に努める。

(2) 今後の予定

平成30年 2月 各学校・関係機関への説明
3月 全市職員を対象に制度内容を通知
（近隣避難所の確認を依頼）
4月 人事異動後に、避難所照会を実施し避難所割当の指定作業
5月 職員対象に研修会実施
6月 対象避難所の学校等へ担当職員を通知し、担当職員による指定避難所の現地確認を実施して、運用開始

3 市民税の減免規定の見直しについて（財務部）

市税の減免は、石巻市市税条例並びに同条例施行規則で税目毎に規定し、市民税では、納税義務者のうち、①生活困窮者、②公益的団体、③被災者を減免する者としている。

このうち、②公益的団体の基準は、各自治体の自主的な判断となるため、県や県内市町の規定と比較すると、バラつきが生じている。

市民税における減免の主たる形態である「貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者」、「公益上の事由も含め特別の事情がある者」、「天災その他の災害を受けた者」について、公益的団体の基準を明確にするとともに、災害時の減免基準に「り災証明に基づく住家の被害の程度（全壊・大規模半壊・半壊）」を追加し、早期の減免決定に資するもの。

(1) 主な内容

○市民税の減免規定の見直し

① 法人市民税（石巻市市税条例第51条第1項第4号から第7号を改正）

・減免対象の公益的な団体を「地方税法第294条第7項に規定する公益法人等」に統一する。

② 個人市民税（石巻市市税条例施行規則 別表第1（第2条関係）市民税を改正）

・「資産全体に占める損害割合」の現行規定のほかに、災害によりその居住していた住宅が受けた損害の程度（り災証明）を新たに減免基準に追加する。

③ その他

・今回の改正に併せて、離職等を原因とする困窮者の規定を施行規則において明確化（前年中の所得が200万円以下）するとともに勤労学生に対する減免規定については、県内の状況に沿った内容に改め、均等割額も減免割合に加える。

(2) 今後の予定

平成30年2月	市議会第1回定例会に石巻市市税条例の改正について提案 (平成30年4月1日施行予定)
3月	石巻市市税条例施行規則の一部改正（平成30年4月1日施行予定）
5月	市報や市ホームページに掲載
5月～	災害が発生した場合は、住家被害調査の際やり災証明書の交付時に市税減免リーフレット等を配布

4 石巻市施行の震災復興土地地区画整理事業に伴う清算金の分割徴収の取扱いについて（復興事業部）

東日本大震災による甚大な被害を受けた区域内にある住居の集団的移転及び市街地の復興の円滑かつ迅速な推進を図るために、市が施行する土地地区画整理事業について、土地地区画整理法の規定により石巻市震災復興土地地区画整理事業施行に関する条例を平成24年6月に定め、新市街地の土地地区画整理事業を進めている。

清算金を分割徴収する場合、震災復興に資する事業であることを鑑み、国が地方公共団体等に融資する資金である財政融資資金の貸付利率を適用することで、関係権利者の負担軽減を図るもの。

(1) 主な内容

石巻市震災復興土地地区画整理事業施行に関する条例において、清算金の分割徴収又は分割交

付する場合は、当該清算金に付すべき利子を現行年6%と定めているところを、分割徴収に限り、換地処分の公告日の翌日における財政融資資金の貸付けの利率に改める。

(2) 今後の予定

平成30年2月 市議会第1回定例会に石巻市震災復興土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正について提案（公布の日から施行予定）

平成30年度 新蛇田南地区、新蛇田南第二地区 換地処分公告

5 石巻市施行の被災市街地復興土地区画整理事業に伴う清算金の分割徴収の取扱いについて（復興事業部）

東日本大震災による甚大な被害を受けた市街地の復興の円滑かつ迅速な推進を図るため、市が施行する土地区画整理事業について、土地区画整理法の規定により石巻市被災市街地復興土地区画整理事業施行に関する条例を平成25年6月に定め、既成市街地の土地区画整理事業を進めている。

清算金を分割徴収する場合、震災復興に資する事業であることを鑑み、国が地方公共団体等に融資する資金である財政融資資金の貸付利率を適用することで、関係権利者の負担軽減を図るもの。

(1) 主な内容

石巻市被災市街地復興土地区画整理事業施行に関する条例において、清算金の分割徴収又は分割交付する場合は、当該清算金に付すべき利子を現行6%と定めているところを、分割徴収に限り、換地処分の公告日の翌日における財政融資資金の貸付けの利率に改める。

(2) 今後の予定

平成30年2月 市議会第1回定例会に石巻市被災市街地復興土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正について提案（公布の日から施行予定）

中央一丁目地区 換地処分公告

3月 中央一丁目地区 清算金決定通知発送

秋頃 下釜第一地区 換地処分公告

平成30年度末 新門脇地区、湊北地区 換地処分公告

平成31年度 湊東地区、上釜南部地区、下釜南部地区 換地処分公告

平成32年度 湊西地区、中央二丁目地区 換地処分公告

6 北上町十三浜字相川仮設施設の無償譲渡について（北上総合支所、産業部）

震災により被害を受けた被災事業者の早期の事業再開を支援することを通じて経済及び産業の復興を図るため、本市の要望に基づき独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が北上町十三浜相川に仮設施設を建設した。平成24年6月より供用を開始し、これまで仮設作業場として同地区の冷蔵庫や漁具の保管場所として活用されてきた。

市は、仮設施設の建築許可に係る最大延長期間（5年）を迎える平成29年度内の解体撤去を想定していたが、施設利用者から利用継続の要望があったため、対応を検討していた。

仮設施設（仮設作業場）を石巻かほく商工会あて無償譲渡し、会員施設として有効活用するとともに、被災事業者の事業継続並びに沿岸漁業活動の活性化を図るもの。

(1) 主な内容

北上町十三浜字相川173番に設置している仮施設（仮設作業場）を石巻かほく商工会あて無償譲渡し、会員施設として有効活用するもの。

構造等：軽量鉄骨造、地上1階建、延床面積105.30㎡

※土地については、民地のため譲渡対象外

(2) 今後の予定

平成30年2月 市議会第1回定例会に財産の無償譲渡について提案

議決後に無償譲渡及び中小機構への譲渡届出書を提出

7 証明書等コンビニ交付サービスの開始について（生活環境部）

平成27年2月策定の石巻市行財政運営プランにおいて、コンビニ交付サービス事業を取組項目とし、その後、平成28年度第1回石巻市社会保障・税番号制度推進本部会議においても、市民の利便性の向上が図られ、マイナンバー（個人番号）カード普及拡大にもつながるとして、導入を進めることとしていた。

また、国でも、マイナンバー制度開始に伴い、マイナンバーカードによる証明書等コンビニ交付サービスの積極的導入を推進している。

市民サービスの向上を図るため、証明書等コンビニ交付サービスを開始するもの。

(1) 主な内容

○コンビニ交付サービスの概要

証明書交付開始：平成30年7月1日

利用可能日時：午前6時30分～午後11時

12月29日～1月3日を除き無休

利用店舗：セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ等

（全国約53,000店舗、市内75店舗 ※多機能端末機設置店舗に限る）

利用対象者：「マイナンバーカード」を所有し、利用者証明用の暗証番号を登録している市民

取扱証明書及び交付手数料 (円)

住民票の写し	印鑑登録証明書	戸籍証明書	戸籍の附票	課税（所得）証明書
300	300	450	300	300

※住民票の写しについて、証明書等コンビニサービスで交付する場合は一律300円とする。

(2) 今後の予定

平成30年2月 市議会第1回定例会に「石巻市手数料条例」及び「石巻市印鑑条例」の一部を改正する条例を提案（平成30年7月1日施行予定）

7月 コンビニ交付サービス開始

8 骨髄バンクドナー支援助成金交付制度の実施について（健康部）

白血病等の治療には骨髄移植が有効であるが、移植を受ける患者と骨髄提供者（以下、「ドナー」という。）の白血球の型が一致することが必要であり、骨髄移植を推進するため、法律に基づき、

公益財団法人日本骨髄バンクにおいて、自治体や関係団体と連携しながら、骨髄バンクドナー登録の推進を図っている。

しかしながら、患者とドナーの白血球の型が一致し、移植が可能となった場合でも、ドナーとなる方は確認検査や5日程度の入院が必要となるほか、骨髄を提供することについて、ドナーとなる方の家族の同意が得られにくいことなど、約半数が骨髄提供の同意までに至らない状況となっている。

ドナーの負担を軽減し、骨髄等の移植とドナー登録の推進を図るため、公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業における骨髄等の提供を行った者に対し、骨髄バンクドナー支援助成金を交付するもの。

(1) 主な内容

【助成対象者】

- ア 骨髄又は末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の採取に伴う入院から退院までの期間において、石巻市に住民登録を有する者（平成30年4月1日以後の骨髄等の提供に係る通院又は入院から適用する。）
- イ 日本骨髄バンクにおいて実施する骨髄バンク事業において、骨髄等の提供を行った者（骨髄等の提供に係る最終同意をした後に当該骨髄等の提供が中止された者も含む。）で、これを証明する書類の交付を受けた者
- ウ 市税の滞納の無い者

【助成内容】

助成金の額は、次に掲げる骨髄等の提供に係る通院、入院又は医師等との面接に要した日数に2万円を乗じて得た額とし、1回の骨髄等の提供につき7日間を上限とする。

- ア 最終合意のための面接
- イ 健康診断のための通院
- ウ 自己血採血のための通院
- エ 骨髄等採取のための入院
- オ その他骨髄等の提供に関して、日本骨髄バンクが必要と認める通院等の日数

【助成額】

1日2万円 最大7日間を上限 @20,000円×7日=140,000円（上限）

(2) 今後の予定

- | | |
|---------|---------------------|
| 平成30年2月 | 市議会第1回定例会に関連予算を提案 |
| 3月末 | 要綱制定（平成30年4月1日施行予定） |
| 5月 | 市ホームページ及び市報により周知 |
| 5月～ | 助成金交付の申請受付開始 |

9 医療用ウィッグ・乳房補正具購入費助成金交付制度の実施について（健康部）

県内においては、年間約5,000人の就労可能年齢の方ががんに罹患し、その数は増加傾向にある。

一方、近年の県内がん罹患者の5年相対生存率は63.2%であり、年々上昇していることから、

がん患者が長期間治療を受けながら、就労や社会参加を両立することが可能になってきている。

しかし、がんの治療では、脱毛や皮膚障害などを生じる場合があり、外見の変化に悩みを抱えている方も多い状況となっている。

がん患者の治療と就労や社会参加の両立を支援し、療養生活の質の向上、経済的負担の軽減を図ることを目的として、がんの治療に伴い医療用のウィッグや乳房補正具を使用する方に対して購入費の一部を助成するもの。

(1) 主な内容

【助成対象者】

- ア 世帯の市民税（所得割課税年額）が304,200円未満で市内に住所を有する者
- イ がんと診断され、その治療を行っている者
- ウ がん治療に伴い、ウィッグ又は乳房補正具が必要となる者
- エ 市税の滞納の無い者
- オ 他の法令等に基づく助成等を受けていない者

【助成内容】

上記助成対象者に対し、医療用ウィッグ及び乳房補正具の購入費の一部を助成する。

助成金の上限額は、2万円（ウィッグ、乳房補正具各々）

（助成対象者1人あたり1補正具につき、1回限り）

【助成額】

医療用ウィッグ 20,000円（上限）

乳房補正具（右側）20,000円（上限）

乳房補正具（左側）20,000円（上限）

(2) 今後の予定

- | | |
|---------|---------------------|
| 平成30年2月 | 市議会第1回定例会に関連予算を提案 |
| 3月末 | 要綱制定（平成30年4月1日施行予定） |
| 5月 | 市ホームページ及び市報により周知 |
| 5月～ | 助成金交付の申請受付開始 |

10 石巻市国民健康保険税の見直しについて（健康部）

増大する医療費や少子高齢化による現役世代の負担増加などを背景として、平成27年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、平成30年度から国民健康保険運営の都道府県単位化が実施されることとなった。

都道府県単位化に伴う県内統一基準により国保事業費納付金の算定が行われ、また、保険税算定方式が資産割を除いた3方式へ統一されることとなったため、保険税の見直しを行うもの。

(1) 主な内容

《国民健康保険税の見直し》

県から1月に示される国保事業費納付金及び標準保険税率を参考に、保険税の見直しを行う予定としていたが、2月に公表されることとなったため昨年12月に示された仮算定を基に試算を行った。

- ・算定方式 4方式 ⇒ 平成30年度から「資産割」を廃止し3方式

- ・緩和措置 「所得割」「均等割」「平等割」の一部に国保財政調整基金を活用し緩和措置を講じる。
- ・緩和措置期間 県の保険税激変緩和措置の終期に合わせ平成35年度までとする。
国保事業費納付金の額や保険税率の統一時期、財政調整基金の状況を踏まえ適宜見直す。
- ・今後の税率改正 制度移行に伴う影響を確認するため移行当初は2年を目途とするが、大幅な状況等の変化があれば見直す。

《平成30年度国民健康保険税率》（緩和措置後）

	区分	医療分	支援金分	介護分	合計
現行	所得割	8.20%	2.10%	1.40%	11.70%
	資産割	29.00%	7.00%	6.40%	42.40%
	均等割	24,000円	4,800円	8,400円	37,200円
	平等割	25,800円	5,400円	6,000円	37,200円
改正案	所得割	7.00%	2.40%	2.00%	11.40%
	資産割	—	—	—	—
	均等割	23,500円	5,300円	8,400円	37,200円
	平等割	25,700円	5,500円	6,000円	37,200円
差引	所得割	▲1.20%	0.30%	0.60%	▲0.30%
	資産割	▲29.00%	▲7.00%	▲6.40%	▲42.40%
	均等割	▲500円	500円	0円	0円
	平等割	▲100円	100円	0円	0円

《1人当たり保険税額》

	医療分	支援金分	医療分 +支援金分	介護分	合計
現行	72,700円	18,000円	90,700円	20,700円	97,500円
都道府県単位化【緩和前】	62,300円	21,400円	83,700円	30,200円	93,700円
現行との差額	▲10,400円	3,400円	▲7,000円	9,500円	▲3,800円
緩和措置額	0円	▲3,000円	▲3,000円	▲7,000円	▲5,300円
H30年度【緩和後】	62,300円	18,400円	80,700円	23,200円	88,400円

※合計欄は保険税総額を被保険者総数で除した金額である。

(2) 今後の予定

平成30年2月 市議会第1回定例会に「石巻市国民健康保険税条例」の一部改正を提案
(平成30年4月1日施行予定)

1.1 石巻市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準の制定について（健康部）

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が公布、施行された。これにより、介護保険法が改正され、平成30年4月1日に施行されることとなっており、保険者機能の強化という観点から、居宅介護支援事業所の指定権限が県から市町村へ移譲することとされている。

医療、生活支援ニーズが高い高齢者や認知症を有する高齢者が増加していく中で、地域包括ケアシステム構築を推進する市町村が、高齢者の自立支援に向け重要な役割を担う居宅介護支援事業所の介護支援専門員と積極的に関わり、高齢者のニーズや地域課題を把握し、ケアマネジメントに対する理解を高めていくとともに、市町村による介護支援専門員への支援の充実を図るため、基準を定めるもの。

(1) 主な内容

① 指定居宅介護支援の基本方針

- ・指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。
- ・指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- ・指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。
- ・指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めなければならない。

② 申請者の資格

- ・法人（石巻市暴力団排除条例第2条第4号に規定するものを除く。）とする。

③ 記録の整備

- ・指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

④ その他の基準

- ・事業の人員及び運営に関する基準は、国の定める省令に準ずる。

(2) 今後の予定

- | | |
|---------|--|
| 平成30年2月 | 市議会第1回定例会へ「石巻市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」の制定を提案（平成30年4月1日施行） |
| 3月 | 「石巻市指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則」の制定
「石巻市地域密着型サービス事業者等指導及び監査実施要綱」の一部改正
（平成30年4月1日施行）
居宅介護支援事業者説明会の開催 |

1 2 石巻市基準該当サービス事業者登録の見直しについて（健康部）

網地島地区においては、訪問介護サービスを提供していた事業所が同地区へのサービスを終了したことから、訪問介護事業所の確保が課題となっている。

市内の訪問介護事業所に対し、網地島地区への訪問介護サービス提供についてアンケートを行ったところ、人員の確保が困難であるとの理由でサービス提供ができないという回答を得ている。

介護保険法に基づく介護サービスを実施するには、県の指定を受け実施することが原則であるが、介護保険サービス事業者の指定を受けるべき要件（人員、設備、運営基準等）の一部を満たしていないものの、市町村にとって必要とされ、一定の水準を満たす場合、市町村の判断でそれらのサービスを介護保険の給付の対象とすることができる。

基準該当サービス事業者の登録を可能にすることにより、離半島地域について、訪問介護サービス事業者の確保を図るもの。

(1) 主な内容

介護保険サービスを確保する観点から、離半島地域について、基準該当サービス事業者の登録を可能とする。

(2) 今後の予定

平成30年3月 「石巻市桃生地区基準該当サービス事業者の登録に関する規則」の一部改正を実施し、題名を「石巻市基準該当サービス事業者の登録に関する規則」に改める。（平成30年4月1日施行予定）

1 3 石巻市軽度生活援助訪問型サービス事業の実施について（健康部）

介護保険法改正により、平成27年4月1日から新しい介護予防・日常生活支援総合事業が創設され、多様な主体が参画し、多様なサービスを総合的に提供可能な仕組みとなった。

要支援認定を受けた者又は基本チェックリストによる事業対象者（以下「要支援者等」という。）に対し、多様な主体による訪問型サービスとして、軽度な生活援助を提供することにより、当該要支援者等が、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するもの。

(1) 主な内容

① 事業内容

- ・介護予防ケアマネジメントに基づき軽度な生活援助が必要な要支援者等に対し、当該要支援者等の居宅において、掃除、洗濯、ゴミ出し等のサービスを提供する。

② 実施団体

- ・公共的団体、NPO等へ委託。

③ 従事者の資格要件

- ・市が指定する研修を受講すること。ただし、介護職員初任者研修をはじめ、訪問介護員に関する資格を既に取得している者は、当該研修の受講を免除する。

（認知症の理解、訪問マナー等、軽度生活援助のための基本的事項に関する研修）

④ 遵守すべき規準

- ・事故発生時の対応、従事者又は従事者であった者の利用者の秘密の保持、従事者の清潔保持及び健康状態の管理について、必要な措置を講ずること。

⑤ 委託料

- ・ 30分当たり800円。(その他に利用者負担額100円)

⑥ 提供時間

- ・ 1回の訪問につき1時間を限度とする。

⑦ 提供回数

- ・ この事業のサービスののみを利用する場合は、週2回を限度とする。
- ・ この事業のサービスと、市の指定を受けた介護サービス事業所による訪問型サービスを利用する場合は、合わせて週2回を限度とする。

(2) 今後の予定

平成30年1月	「石巻市軽度生活援助訪問型サービス事業実施要綱」の制定 (平成30年2月1日施行予定)
2月	市議会第1回定例会に関連予算を提案 委託団体の選定
3月	従事者研修の開催 地域包括支援センターへの説明会の開催
4月	サービス提供開始

1.4 石巻市離島介護対策事業の見直しについて（健康部、牡鹿総合支所）

本事業は、田代浜地区及び網地島地区の市民に対する介護サービスを提供する事業者に補助金を交付することにより、離島における介護サービスを確保することを目的として実施しているところである。

補助の内容は、田代浜地区については船賃の実費相当分及び介護報酬の1.5倍の額を交付し、網地島地区については、船賃及び網地島地区内のバス賃の実費相当分を交付することとしている。

合併時は、網地島地区と田代浜地区では介護保険サービス利用者数が大きく異なっており、網地島地区については、船賃及びバス賃相当額の補助により、介護サービス事業者の確保が図られていたが、震災後は離島にサービスを提供する事業者の確保が困難な状況にあることから、補助内容を見直し、事業者の確保を図る必要が生じたものである。

網地島地区について、田代浜地区と同様の補助金を交付することにより、離島における介護サービスを確保し、市民の福祉の向上を図るもの。

(1) 主な内容

網地島地区について、田代浜地区と同様に介護サービス事業者が利用者に対し居宅サービス等を行うに際し、拘束されたと見込まれる時間のうち、介護報酬を基準として算定される額の1.5倍の額（1月当たり50,000円を上限とする）を補助金として交付する。

	改正	現行
田代浜地区	船賃・介護報酬の1.5倍の額 (1月当たり上限50,000円)	船賃・介護報酬の1.5倍の額
網地島地区	船賃・バス賃・介護報酬の1.5倍の額 (1月当たり上限50,000円)	船賃・バス賃

(2) 今後の予定

- 平成30年2月 市議会第1回定例会に関連予算を提案
3月 「石巻市離島介護対策事業実施要綱」の一部改正
(平成30年4月1日施行予定)

15 石巻市事業復興型雇用創出事業の拡充（住宅支援型）について（産業部）

東日本大震災の被災地域における、安定的な雇用と地域の中核となる産業や経済の活性化に資する雇用を新たに創出することを目的として、平成25年度から雇入費に対する助成事業を実施している。

今般、国及び県において従来の雇入費助成に加えて住宅支援制度が新設されることとなったため、現行の「石巻市事業復興型雇用創出助成金（中小企業型・新型・旧型）交付要綱」に加えて「石巻市事業復興型雇用創出助成金（住宅支援費型）交付要綱」を制定するもの。

従来の雇入費助成により震災で離職を余儀なくされた方々の生活の安定を図ると同時に、住宅支援制度の新設により職場環境の改善を図り、地域の復興を支えるもの。

(1) 主な内容

企業が従業員に対して実施する住宅支援に係る経費を助成する。

① 助成対象事業所の要件について（以下の要件を順に満たすこと）

- ア 市の対象産業政策による支援を受けていること。
- イ 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に家賃補助等の住宅支援制度を導入していること。
- ウ 上記住宅支援制度の導入後に、新たに求職者（被災地域以外からでも可）を雇い入れていること。

② 助成対象経費について

- ア 住宅の新規もしくは追加借上げに要した賃借料（企業が借上げ、従業員が居住）
- イ 住宅手当の導入もしくは拡充に要した賃借料（従業員に対する家賃補助）

③ 助成金額について

- ア 助成対象経費の3/4を上限とする。
- イ 1企業あたり年間240万円、3年間で720万円を上限とする。

④ その他の条件について

求職者の雇入日から1年毎に基準日を設け、助成対象事業所における全従業員数について、基準日時点において、雇入日における人数を下回っていないこと。

(2) 今後の予定

- 平成30年1月 石巻市事業復興型雇用創出助成金（住宅支援費型）交付要綱の制定
(平成30年1月末施行予定)
対象者事業主へ市報・市ホームページ等で周知
2月 受付開始

16 石巻市かわまち交流拠点施設の指定管理者の指定について（産業部）

石巻中央地区の中心市街地は、石巻の歴史、文化、産業を育んできた地域であり、特に旧北上川の川沿いは、古くから川湊として市民に親しまれてきた。このエリアを震災後の観光交流及び地場産業の復興を先導する新たな拠点とすべく、かわまち交流拠点整備事業として、官民一体で基盤・施設整備に取り組んでいる。

観光と物産の両面において質の高いサービスの提供を図るため、指定管理者を指定しようとするもの。

(1) 主な内容

① 施設概要		
ア 名称	石巻市かわまち交流センター	石巻市かわまち立体駐車場・バス駐車場
イ 所在地	石巻市中央二丁目11番21	石巻市中央二丁目114番2
ウ 施設規模	鉄骨造2階建て 敷地面積 774.76 m ² 建築面積 455.40 m ² 建築延床面積 746.90 m ²	鉄骨造3層4段 敷地面積 3730.88 m ² 建築面積 1971.35 m ² 建築延床面積 5425.05 m ²
エ 施設機能	インフォメーションスペース、市民交流ホール、サロンスペース、ミーティングスペース、ギャラリー、カフェコーナー、小ライブラリー、キッチン	中心市街地及び周辺地域への来訪者のための駐車場 〔普通自動車 219台〕 〔バス 5台〕
② 指定する法人及び選定方法		
ア 選定候補者	一般社団法人石巻観光協会（石巻市鑄銭場8-11）	
イ 選定方法	非公募	
ウ 選定理由	「石巻市かわまち交流センター」は、①市内観光スポットを有機的につなぐ観光情報発信機能、②中心市街地のにぎわい創出のためのイベント等の企画実施、③地場製品の販売促進支援、の3つの機能を備えることから、これら全ての役割を果たせる事業者として、本市の観光・地場製品の販売促進等に関して実績を有する「一般社団法人石巻観光協会」を選定。	
③ 指定期間	平成30年9月1日から平成34年3月31日まで	
④ 運営形態		
ア 開館時間	午前9時から午後9時まで	終日（ただし、バス駐車場は午前9時から午後9時まで）
イ 休館日	12月29日から翌年1月3日	なし（ただし、バス駐車場は12月29日から翌年1月3日）

(2) 今後の予定

平成30年2月 市議会第1回定例会に指定管理者の指定及び債務負担行為予算案について提案

3月 指定管理者との基本協定締結

4月 指定管理者と年度協定締結

9月 かわまち交流センター竣工後、指定管理開始

17 石巻市総合運動公園第三工区の一部供用開始等について（建設部、教育委員会）

石巻市総合運動公園第三工区については、平成26年から整備を進めており、平成30年4月1日から一部供用を開始する。

「河南中央公園庭球場」については、経年劣化と地震の影響等により損傷が激しく安全性の確保が困難となり、平成28年6月から供用を中止している。

また、公募設置管理制度の創設に伴い、都市公園法及び同施行令が改正され、都市公園において、公募対象公園施設（飲食店、売店等の便益施設）の建蔽率を条例で定めることで、建蔽率の特例の適用が可能となった。

併せて、運動施設率の参酌基準化に係る都市公園法施行令が改正され、平成29年6月15日の施行から1年以内に、条例で50/100を参酌して定めることが必要となった。

石巻市総合運動公園第三工区については、防災機能を兼ね備えた都市公園（運動公園）として整備し、スポーツの振興と災害時における市民の安全確保を図るもの。

第三工区のうち、平成30年4月1日から「フットボールフィールド2面」及び「テニスコート3面」の供用を開始し、同時に「河南中央公園庭球場」を廃止するもの。

また、都市公園法及び同施行令の改正に伴い、公募対象公園施設の建蔽率の特例の上限を規定し、今後の公園利用の活性化を図るもの。

(1) 主な内容

- ① 石巻市総合運動公園第三工区の「フットボールフィールド2面」及び「テニスコート3面」について

「施設名」・「使用料」・「供用日・供用時間」等を新たに制定する。

□フットボールフィールド（第1・第2）

	一般	大学生	高校生	中学生以下	夜間照明設備
1時間につき	2,000円	1,500円	1,000円	500円	2,500円

□テニスコート

	一般・大学生	高校生以下	夜間照明設備
1時間につき（1面）	500円	300円	500円

- ② 石巻市総合運動公園一部有料施設の施設名について
「石巻ふれあいグラウンド」を「ふれあいグラウンド」に、「石巻フットサルコート」を「フットサルコート」に施設名を改める。
- ③ 河南中央公園庭球場」について
廃止する。
- ④ 都市公園法及び同施行令の改正に伴う公募対象公園施設の建蔽率の特例について
公募対象公園施設の上乗せ上限分を10%に規定する。
- ⑤ 都市公園法施行令の改正に伴う運動施設率の参酌基準化について
都市公園敷地に対する運動施設の割合の上限を50%に規定する。

(2) 今後の予定

平成30年1月28日	地域住民を対象とした現場見学会を開催予定
2月	市議会第1回定例会に石巻市都市公園条例の一部改正を提案 (平成30年4月1日施行予定)
3月	石巻市都市公園条例施行規則の一部改正

(平成30年4月1日施行予定)

1.8 道路占用料、公共物使用料、公園占用料の改定について（建設部）

国道における道路占用料は、道路法施行令（昭和27年政令第479号）で規定されており、占用料の額は、算定の基礎となる地価水準（固定資産税評価額）及び地価に対する賃料の水準の変動等を反映した適切なものとするため、適宜見直しを行うものとされている。

道路法施行令の一部を改正する政令が平成29年4月1日に施行され、国道における占用料の単価等が改定されており、宮城県においても同日、政令に基づき占用料の改定を行っている。

本市の道路占用料は、市域内の国道占用料と整合性を図るため、道路法施行令による占用料に準拠し定めていることから、今般、占用料の改定を行うもの。

また、公共物使用料及び公園占用使用料についても、道路法施行令による占用料の単価に準拠しているため、同様に改定するもの。

(1) 主な内容

① 道路占用料

○石巻市道路占用条例の改定

- ・定額物件（電柱、ガス管、上下水道管等）の単価の改定
- ・定率物件（高架下の駐車場等）の率の改定及び項目の追加

② 公共物使用料

○石巻市公共物管理条例の改定

- ・定額物件（電柱、ガス管、上下水道管等）の単価の改定

③ 公園占用使用料

○石巻市都市公園条例の改定

- ・定額物件（電柱、ガス管、上下水道管等）の単価の改定

(2) 今後の予定

平成30年2月 石巻市議会第1回定例会に石巻市道路占用料条例、石巻市公共物管理条例及び石巻市都市公園条例の一部改正を提案(平成30年4月1日施行予定)

[報告事項]

1 代表監査委員報酬額の見直しについて（総務部）

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）が平成29年6月9日に公布され、平成32年4月から地方公共団体等における適正な事務処理等の確保並びに組織及び運営の合理化を図るため、内部統制に関する方針の策定等、監査制度の充実強化等の措置を講じることとされた。

また、本市においては、近年の職員による事務処理ミス事案が顕著となっており、複雑多様化する行政サービスの提供や復興事業等に対応するため、必要な事務処理上のリスク回避するための内部統制が機能する仕組みづくりが求められている。

内部統制が機能する仕組みづくりの一環として、監査体制の強化を図るため、平成30年4月より代表監査委員の月額報酬を改定するもの。

(1) 主な内容

代表監査委員月額報酬改定（200,000円から300,000円へ）
〈石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例〉

(2) 今後の予定

平成30年2月 市議会第1回定例会に「石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を提案
(平成30年4月1日施行予定)

2 石巻市農村地域工業等導入地区における固定資産税の課税免除の見直しについて（財務部）

本市では、旧河北町後谷地工業団地、旧河南町須江工業団地及び旧桃生町寺崎工業団地を農村工業等導入地区とし、固定資産税の課税免除の対象としていた。

国において、「農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律」が平成29年6月2日に公布、同年7月24日に施行され、同法で規定されている地方税の課税免除又は不均一課税に伴う規定が削除された。

関係法令の改正を機に、当該課税免除条例を整理するもの。

(1) 主な内容

農村工業等導入地区（旧河北町後谷地工業団地、旧河南町須江工業団地及び旧桃生町寺崎工業団地）の固定資産税の課税免除を廃止するもの。

(2) 今後の予定

平成30年2月 市議会第1回定例会に「石巻市農村地域工業導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例」を廃止する条例案を提案（公布の日から施行）

3 石巻市企業立地促進等に係る同意集積区域における固定資産税の課税免除の見直しについて（財務部、産業部）

「企業立地の促進による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、同法第20条の地方公共団体等を定める省令等の一部を改正する省令」が平成29年7月25日に公布、同年7月31日から施行された。

今回の法律改正では、法律及び省令の題名変更を含め、課税免除対象設備がこれまでの製造業のみならず、卸売業等を含む幅広い事業等を対象とすることや国の基本計画の同意期限が延長された。

関係法令と同様の措置を講ずることにより、適正公平な課税措置を講ずるもの。

(1) 主な内容

① 改正内容

	改 正	現 行
指定区域	石巻市全域（促進区域） 重点促進区域（下釜南部地区、魚町地区、工業港地区、上釜南部地区、須江地区1、須江地区2、石巻トゥモロービジネスタウン、湊西地区、鎮守大橋周辺地区） ※重点促進区域は、基本計画上、特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域であり、税の優遇措置については促進区域との相違なし。	石巻市全域（集積区域）
対象資産	土地、家屋、償却資産	土地、家屋、償却資産
取得価格要件	農林漁業及びその関連業種は取得価格の合計額が5,000万円を超えるものとし、それ以外は1億円を超えるものと規定。	農林漁業関連業種は取得価格の合計額が5,000万円を超えるものとし、それ以外は2億円を超えるもの。
その他	課税免除の前提となる国の基本計画の同意期限を平成31年3月31日まで1年延長	課税免除の前提となる国の基本計画の同意期限が平成30年3月31日まで

② 軽減内容

上記改正により取得した土地、建物、償却資産について、3年間課税免除

(2) 今後の予定

平成30年2月 市議会第1回定例会に「石巻市企業立地促進等に係る同意集積区域における固定資産税の課税免除条例」の改正について提案（公布の日から施行）
5月 市報や市ホームページに掲載予定

[その他]

特になし

以 上